

ちば市議会だより編集要領（案）

- 1 この要領は、千葉市議会広報基本方針に基づき、ちば市議会だよりの規格及び編集に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 編集については千葉市議会事務局で行うものとし、発行については千葉市議会で行うものとする。
- 3 規格はタブロイド判、カラー印刷、4ページまたは8ページを原則とする。
- 4 ちば市議会だよりの掲載事項は次のとおりとし、掲載内容に関しては別表に定める。
 - (1) 定例会及び臨時会に関する事
 - (2) 代表質疑・質問及び一般質問に関する事
 - (3) 常任委員会及び特別委員会に関する事
 - (4) 意見書及び決議に関する事
 - (5) 請願及び陳情に関する事
 - (6) 議会人事に関する事
 - (7) 議決結果及び議会日程に関する事
 - (8) その他議会広報の目的を達成するために必要な事
- 5 この要領に定めるもののほか、ちば市議会だよりの規格及び編集に関し必要な事項は千葉市議会広報委員会において協議し、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。